

尼崎市版地域クラブ活動「認定地域クラブ」の認定に関する募集要項

1 目的

尼崎市立中学校の生徒を主な対象に、生徒の興味・関心（選ぶ権利）を尊重し、多様な学びの場を持続的に確保することを目的とする尼崎市版地域クラブ活動の趣旨に賛同し、設置・運営される認定地域クラブ（以下「認定クラブ」という。）の認定について必要な事項を定める。

2 認定要件

認定クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- （１）「子どもたちの学びを拡げるための尼崎市版地域クラブ活動の推進について（方針）」及び「尼崎市版地域クラブ活動ガイドライン」を遵守すること。
- （２）設置・運営者並びに指導者は、体罰の撲滅やコンプライアンスの遵守等を約するほか、適宜の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下、「事務局」という。）の指導に従うこと。
- （３）認定クラブとしての活動が非営利であること。
- （４）活動場所が、原則、尼崎市内であること。
- （５）中体連等の各種大会へ参加する際には、認定クラブとして参加を原則とすること。
- （６）尼崎市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当しないこと。

3 認定の申請

認定クラブの認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という）は、「認定地域クラブ認定申請書」（様式１）に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

（１）提出先

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 地域クラブ活動担当
〒660-0805 尼崎市西長洲町 1 丁目 4-1
Tel : 06-6489-2027 Fax : 06-6489-2086
e-mail : amakatsu@aspf.or.jp

（２）提出書類

- ア 団体の規約又はそれに相当するもの
- イ 認定地域クラブ認定要件確認書（様式２）
- ウ 前各号に掲げるもののほか、事務局が特に必要と認める書類

4 認定の決定

事務局は、前項の規定による認定の申請があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じてヒアリングを行い、認定の可否について判断し、「認定地域クラブ認定通知書」（様式３）又は「認定地域クラブ不認定通知書」（様式４）を申請団体に送付する。

5 変更の届出

認定クラブは、「認定地域クラブ認定申請書」（様式1）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

6 認定の取消し

事務局は、認定クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- （2）認定要件を欠くに至ったとき。
- （3）対象中学生の在籍が著しく減少したとき。
- （4）認定クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- （5）その他、事務局が認定クラブとして不適当と認めたとき。

7 認定クラブの責務

認定クラブは、クラブ員に対するスポーツ安全保険等傷害保険（保険の種類は設置・運営者に一任）を加入しなければならない。

8 その他

この要項に定めのない事項については、事務局が必要に応じて別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。